

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい

第77条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第10条第1項、第15条第10項、第25条第6項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第10項又は第75条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

第83条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 第10条第1項、第25条第6項、第37条第10項又は第38条の2第10項の規定による命令に違反した者

(4)～(6) (略)

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) (略)

(6) 第15条第10項、第18条の6第2項、第22条第1項、第24条第9項、第30条第2項又は第35条第11項の規定による命令に違反した者

(7) (略)

(表面)

第 号

交付年月日 年 月 日

使用期限 年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
第77条第2項の規定による身分証明書

官職、氏名及び生年月日

写 真

環 境 大 臣

印

備考 この身分証明書の大きさは、日本工業規格A6とすること。

様式第二十二(第七十七条関係)